

広島県告示第三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、県営舟入住宅、県営吉島住宅、県営吉島東住宅、県営基町住宅、県営長寿園北高層住宅、県営長寿園南高層住宅、県営新山住宅、県営牛田住宅、県営牛田高層住宅、県営平林住宅、県営宇品住宅、県営鯉港住宅、県営比治山住宅、県営東観音住宅、県営西観音住宅、県営福島住宅、県営小河内住宅、県営福島北住宅、県営福島西住宅、県営東海田住宅、県営海田住宅、県営海田月見住宅、県営熊野住宅、県営西熊野住宅及び県営坂住宅並びに県営舟入住宅駐車場、県営吉島住宅駐車場、県営吉島東住宅駐車場、県営基町住宅駐車場、県営長寿園北高層住宅駐車場、県営長寿園南高層住宅一号館駐車場、県営長寿園南高層住宅二号館駐車場、県営新山住宅駐車場、県営牛田住宅駐車場、県営牛田高層住宅駐車場、県営平林住宅駐車場、県営宇品住宅駐車場、県営鯉港住宅駐車場、県営比治山住宅駐車場、県営東観音住宅駐車場、県営西観音住宅駐車場、県営福島住宅駐車場、県営小河内住宅駐車場、県営福島北住宅駐車場、県営福島西住宅駐車場、県営東海田住宅駐車場、県営海田住宅駐車場、県営海田月見住宅駐車場、県営熊野住宅駐車場、県営西熊野住宅駐車場、県営坂住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 ( 委 託 期 間 )
名 称	住 所	
広島県ビルメンテナンス協同組合	広島市中区千田町三丁目六番八号	平成二十二年一月二十五日 (平成二十二年四月一日) 平成二十七年三月三十一日